

Society5.0重要課題WG

「新たな情報財」としてのデータの
保護と利活用の在り方

2018年2月28日

桜坂法律事務所 弁護士 林 いづみ

要 旨

- データ資源を巡る国際競争：IoTやAIの進展に伴い、既存の知的財産制度で保護されないデータについても「新たな情報財」としての重要性が高まる
- 利活用最優先で制度設計を
 - ・ 国境を超えた情報の利活用の必要
 - ・ 個人データ提供のインセンティブ

→ B2C/B2Bを通じて、データオーナーシップ（利用権）では、個人や企業の当事者間の合意に基づく「契約」に委ねられている

① 一般ルールとしてのData Portability（一度、個人に戻す）のメリットはGDPRなどグローバルスタンダード。② 利活用契約の鍵は「情報の切分け」
- 国は規制改革とインフラ整備の両面でSociety5.0実現（データ管理の枠組み、API連携、標準化等）

既存の知的財産制度におけるデータの保護

3-3 データ利活用に係る制度整備：知的財産としての保護（全体像）

		特許法	著作権法	不正競争防止法 (営業秘密)	民法 (不法行為)
保護要件 種類	保護客体の定義	自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの【第2条第1項】	データベースの情報を選択又は体系的な構成によって創作性を有するもの【第12条の2】	秘密管理性、有用性、非公知性を満たすもの【第2条第6項】	—
	技術的思想を有するデータ構造	○	×	○	
	創作的なデータベース	△(※)	○	○	
	任意の単なるデータ集合体	×	×	○	
権利若しくは規制内容		排他的独占権	相対的独占権	窃取、使用、開示等を規制	
請求人資格		特許権者又はその承継人	創作者又はその承継人	営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者	被害者
民事措置		差止請求権 損害賠償請求権	差止請求権 損害賠償請求権	差止請求権 損害賠償請求権	損害賠償請求のみ
刑事措置	個人	10年以下の懲役 1000万円以下の罰金	10年以下の懲役 1000万円以下の罰金	10年以下の懲役 2000万円以下の罰金 海外重課：3000万円	—
	法人	3億円以下の罰金	3億円以下の罰金	5億円以下 海外重課：10億円 没収規定有り	
適用除外		試験、研究目的【第69条】	私的使用のための複製等【第五款 著作権の制限 第30条～第50条】	取得時に重大な過失なし等【第19条】	—
保護期間		出願から20年	公表後50年（法人著作物の場合）	なし（消滅時効、除斥期間あり）	なし（消滅時効、除斥期間あり）

※特許法上の扱いについては、これらデータのデータ構造が規定する情報処理が、ハードウェア資源を用いて具体的に実現されている場合、発明該当性を満たす。

30

産構審新産業部会平成29年4月5日資料5 P30

- 現行法のもとでも、**秘密管理されている情報**は不正競争防止法上の**営業秘密**として保護される（不競法では、特許権等と同様に、**情報財の利用を禁止する排他的権利を付与**。特許法等の権利付与法との違いは、物権化した「権利」ではないことから譲渡・相続・担保権設定ができないというだけ。差止請求権等を行行使しないという契約を締結することによる事実上のライセンスも可能
- 深層学習の**AIプログラムや学習済みモデル（AIのプログラムとパラメータの組み合わせ）**は**特許権及び著作権**の保護対象となりえる。
- **AI生成物**はAIを道具として利用した人間の創作的寄与があれば**著作権、特許権及び意匠権等**の保護対象となり得る（人間の寄与がない場合は、現行知財制度上は権利の対象とならない。）。
- **学習用データ**に著作物が含まれる場合について平成30年著作権法改正案において権利制限規定を拡充
- **工場機械の稼働データのような、単なる事実に関するデータ**は、営業秘密として秘密管理された場合を除き、現行法制では知的財産権は発生しない（但し、平成30年不競法改正法案は技術的管理されたデータについて差止請求権等を付与〔世界初〕）

3-1 データ利活用に係る国家戦略：複数の考え方

保護・規制の強さ ← 小 → 大 →

	(A) 米国	(B) 日本 (現在)	(C) EU	(D) 中国
基本戦略	<ul style="list-style-type: none"> 域外流通：原則自由 – 産業データは、原則自由* – 個人データは、APEC情報プライバシー原則への適合性要求 (CBPR：企業等に対して適合性を認証) ※ 安保関連は保護 	<ul style="list-style-type: none"> 域外流通：原則自由 – 産業データは、原則自由* – 個人データは、第三国における体制等整備を要求 (個人情報保護法) – CBPRも採用 ※ 安保関連は保護 	<ul style="list-style-type: none"> 域外流通：原則自由 – 産業データは、個別規制 (金融、医療等) – 個人データは、第三国における体制等整備を要求 (EUデータ保護規則：国に対して十分性認定) ※ 安保関連は保護 	<ul style="list-style-type: none"> 域外流通：原則制限 – 産業データも、国家機密は、域外流通不可 – 個人データは、重要情報基盤の事業者に対し、域外流通禁止 (サイバー空間における中国の主権との考え方)
	<ul style="list-style-type: none"> 域内流通：原則自由 – 産業データは、原則自由* – 個人データは、自主規制 (ただし、連邦取引委員会法第5条に基づき、各企業が公表するプライバシーポリシー違反行為を行った場合、FTCにより罰せられる。) 	<ul style="list-style-type: none"> 域内流通：原則自由 – 産業データは原則自由* – 個人データは、一般的な保護 (個人情報保護法) 	<ul style="list-style-type: none"> 域内流通：原則自由 – 産業データは原則自由* – 個人データは、一般的な保護に加え、「データポータビリティ権」「忘れられる権利」等、個人に「基本的権利」を保障 	<ul style="list-style-type: none"> 域内流通：原則自由 – 産業データは原則自由* – 個人データは、包括的な個人情報保護法存在せず
	<ul style="list-style-type: none"> 公的データ等：オバマ政権のオープンガバメント政策 (新たに作成するデータ原則公開) 	<ul style="list-style-type: none"> 公的データ等：公的データの利活用促進の動き (官民データ利用基本推進法) 	<ul style="list-style-type: none"> 公的データ等：デジタル単一市場戦略 (EU域内のデータ流通、電子政府等の促進) 	<ul style="list-style-type: none"> 公的データ等：第13次5か年計画において、「データ資源の共有化、オープン化」について明記

※産業データの利活用権限については契約で規定、別途営業秘密については法律で保護 11

出典 (産業構造審議会新産業部会平成29年4月5日資料5：Society 5.0を支える「ルール的高度化」11頁)

Data Portability

- 個人がデータ管理者（事業者）に提供した自らのデータを、一般的に用いられる機械判読可能な電子的フォーマットで当該データ管理者から「受け取る」又は別の者（事業者）に「移転する権利」
- GDPR型（20条：自己情報への実質的コントロール確保に基づく、自身による自己のデータ活用機会拡大）はEUデータポータビリティ制度群の一般法的な一類型（加えて特別法的な業法型、消費者保護型、完全B2B型あり）【池貝直人】
- 各国で官民が保有するデータを再利用しやすい形で本人に還元し、本人関与の下でのデータ活用を拡大するための施策が進んでいる。

米：MyDataイニシアティブ Green Button(エネルギー) * Blue Button (医療) 【利用者1億人超。BB対応はMedicare/Medicaidから病院への補助金の条件】 英：Midata, デンマークSundhed.dk, 台湾（保険証ICカードに診療情報等を紐づけ）

日本：官民データ活用推進基本法12条「個人に関する官民データを個人の関与の下で適正に活用することができるようにするための基盤の整備」平成28年12月14日(公布施行) * 病院は受診しない患者を管理できない。保険者は約3千・転職で管理ブツ切り。Personal Health Record(PHR)を管理できるのは本人しかいない→本人に集める合理性

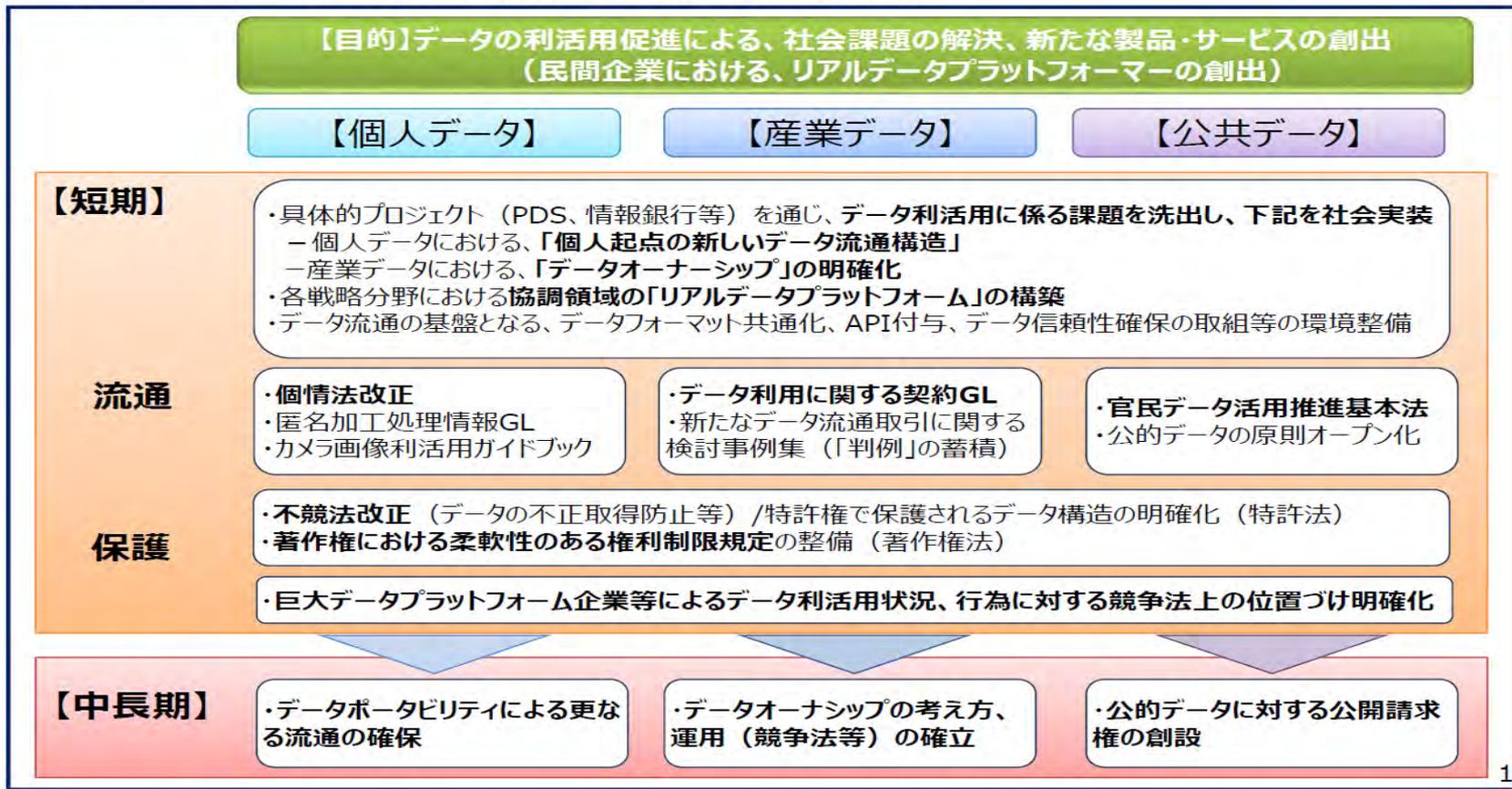
EU一般データ保護規則

(General Data Protection Regulation : **GDPR**)

- 2018年5月25日～ 適用開始
- 20条：データポータビリティ権（機械可読な形式で①本人が受け取ること、②他の管理者に移行できる権利 【EU基本権憲章の基本的人権の一つ】）
- 「氏名」や「クレジットカード番号」などの個人データを欧州経済領域（EEA）外に移転することを原則禁止。
- 移転先の国・地域に「十分性」（法整備などに基づき、十分に個人データ保護を講じていること）が認められた場合、または適切な保護措置を取った場合などに、例外的に適法となる。
- 違反行為には高額の制裁金
- EEA域内に現地法人・支店・駐在員事務所を置かない事業者であっても、インターネット取引などで EEA 所在者の個人データを取得・移転する場合には適用対象

日本) データ利活用に係る制度の検討状況

3-2 データ利活用に係る制度整備 (全体像)



17

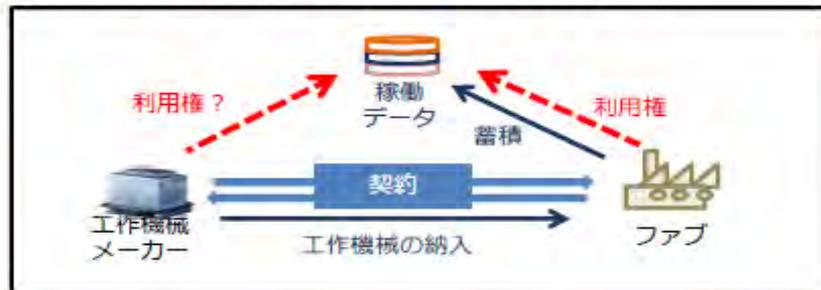
出典：産業構造審議会新産業部会平成29年4月5日資料5 「Society 5.0を支える「ルールの高度化」」17頁

そのデータはだれが利用できるのか

- B2C/B2Bを通じて、**データ・オーナーシップ（利用権）**の規律は、原則として個人や企業の当事者間の合意に基づく「**契約**」に委ねられている。
- 契約は、事業等の目的・狙い（ビジョン）を共有し、その実現のための枠組みを合意するもの
- ベース（一般）ルールとしてのData Portability（一度、個人に戻す）の合理性（メリット）は、GDPRをはじめとするグローバルスタンダード
- データ管理・仲介機関としての、Personal Data store(PDS 分散型/集中型) / 情報銀行はも、個人情報保護法の個人データの「本人同意に基づく第三者提供」として整理できる
- 契約モデルにおいて、知的財産権とは別に、**①対象データの定義**（特定方法。提供データと成果データ）【情報の切り分け：入力データ、観測データ、推計データ】**②利用権限の分配**（第三者への開示、ライセンス等）等に関する条項例を提示する必要。

【参考】データオーナーシップの取決めの参考事例

例1. 工作機械の稼働データに関する事例



オーナーシップに関する当事者の主張

取決めに当たっては、まずは主張を尽くさせることが肝要。

工作機械メーカー

- ・データ創出のための独自技術の提供
- ・データ取得・管理等に係る応分のコスト負担
- ・データの安全管理・守秘義務（第三者提供しない、漏えいしない等）
- ・ファブにメリット提供（保守コストの軽減等）
- ・データ利用も考慮した代金設定の可能性 等

ファブ

- ・稼働データのうち、営業秘密に該当しないデータにつき協調領域での利活用に限ること
- ・データがファブの競合他社等に渡らないよう第三者提供の禁止の要求
- ・守秘義務の必要性
- ・データ取得や管理・保管等にかかるコスト負担の要求 等

オーナーシップに関する状況

- ・稼働データは当然にファブのものと扱われがち（商慣習、契約での力関係）。
- ・ファブは稼働データをうまく利活用できず、コストだけがかかっている例も。
- ・オーナーシップを巡り協議もなされないため、これを定めるメリットの検討すらなく、双方に思わぬ機会損失の可能性も。

判断・考え方

- データを求める当事者が各種要素を具体的に主張するときは、相手方としても真摯に対応することが必要。
- コスト負担やメリット提供の主張に対しては、公平な観点での検証を要する（過度な要求は公平性を害するおそれ）。
- 当事者の営業秘密に該当し得るデータであっても、切分けや加工の可能性も検討し、可能な限り共用の範囲を探ることが有益。
- 当事者が各種要素につき詳細かつ十分に主張してデータを求めるにもかかわらずそのオーナーシップに合意しないときは、相手方としては、その合理的な理由を示すことが必要。
- 契約でオーナーシップを定めるときは各種要素をみれなく盛り込む。



ご清聴ありがとうございました

桜坂法律事務所 弁護士 林 いづみ
izumi.hayashi@sakurazakalaw.tokyo